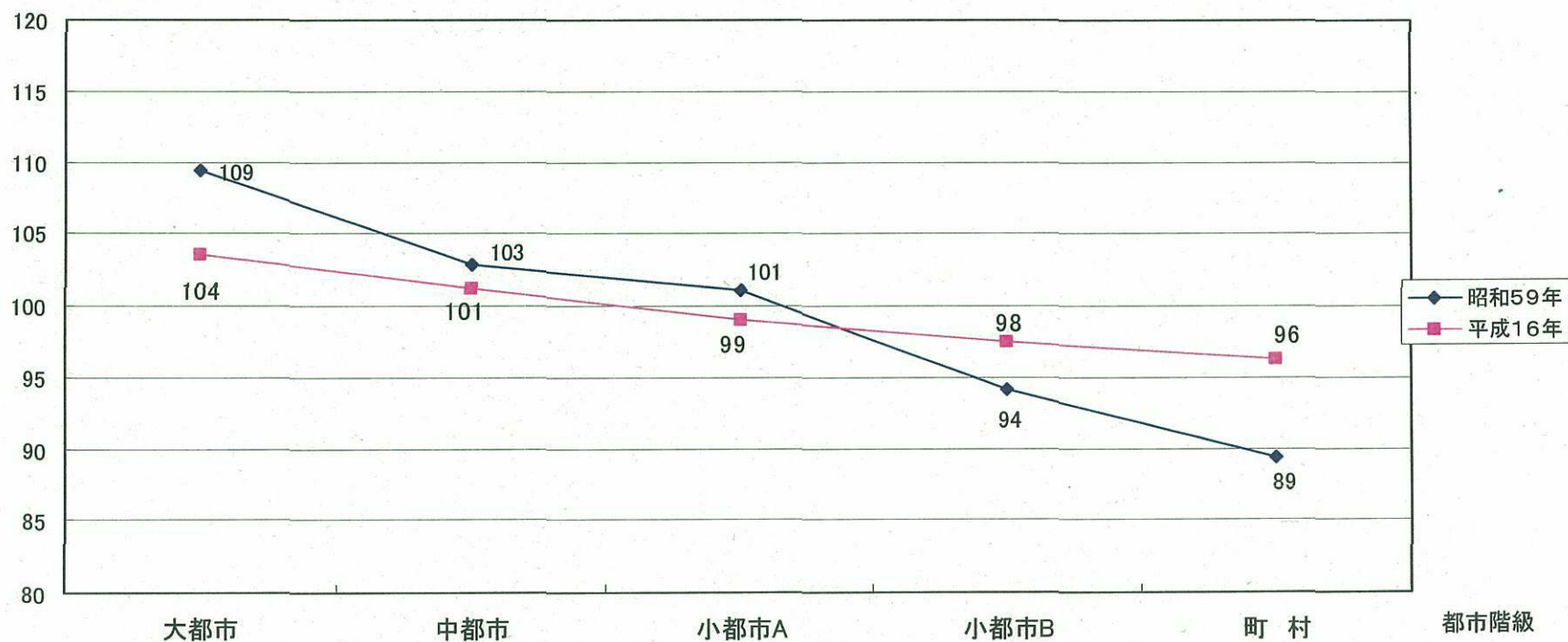


②生活扶助相当支出額

1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



資料:全国消費実態調査

注1)生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2)1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)級地の変遷

区 分	内 容
3 地域区分 S21.7~26.4	全国を人口規模に応じ3区分し、必要な生計費を算定。
5 級地制 S26.5~28.6	物価の地域差に重点を置いた考え方で5区分し、また1級地と5級地の較差を100対85.9と設定。
6 級地制 S28.7~32.3	物価等を総合的に考慮した生活水準の差により地域差を設定し、1級地の上に特級地を設けて6区分するとともに、最大較差を100対70と設定。
4 級地制 S32.4~53.3	各地域の物価等を勘案して地域差を設定することを基本としつつ、この時期の賃金、物価差等の縮小傾向などを考慮して、特級地と1級地、4級地と5級地をそれぞれ1本化して4級地制とし、また、級地間較差は9%等差とし、最大較差は100対73と設定。
3 級地制 S53.4~62.3	流通機構の改善等に伴う国民生活の画一化、さらに消費者物価の地域差の縮小傾向等の社会経済情勢を踏まえて、3級地制として最大級地較差を100対82と設定。
3 級地制 (6 区分) S62.4~現在	各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から、最大地域較差を拡大するとともに、近年のモータリゼーション及び情報伝達手段の発達等による国民の日常生活圏域の拡大傾向を踏まえ、級地区分を細分化し、市町村間の差をよりなだらかにした。具体的には、現行3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分して6区分とし、最大較差を100対77.5(級地間較差は4.5%等差)と設定。

年次	級地区分と級地間較差					
	昭和26年5月1日	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
	100.0	95.5	91.1	87.0	85.9	
昭和27年5月1日	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	
	100.0	93.8	87.6	81.4	75.2	
昭和28年7月1日	特級地	1級地	2級地	2級地	4級地	5級地
	100.0	94.0	88.0	82.0	76.0	70.0
昭和32年4月1日	1級地	2級地	3級地	4級地		
	100.0	91.0	82.0	73.0		
昭和53年4月1日	1級地	2級地	3級地			
	100.0	91.0	82.0			
昭和62年4月1日	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	100.0	99.9	91.0	90.9	82.0	81.9
昭和63年4月1日	100.0	99.0	91.0	90.0	82.0	81.0
平成元年4月1日	100.0	97.4	91.0	88.4	82.0	79.4
平成2年4月1日	100.0	96.4	91.0	87.4	82.0	78.4
平成3年4月1日	100.0	95.65	91.0	86.65	82.0	77.65
平成4年4月1日	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

経過措置